



写真1 柳川重信画「英一蝶肖像」
『先哲像伝』五(国立国会図書館デジタル
コレクション)掲載の図を元に加工。

英一蝶
没後300年

文献で知る 失われた英一蝶の石碑

はなびさいつちよう

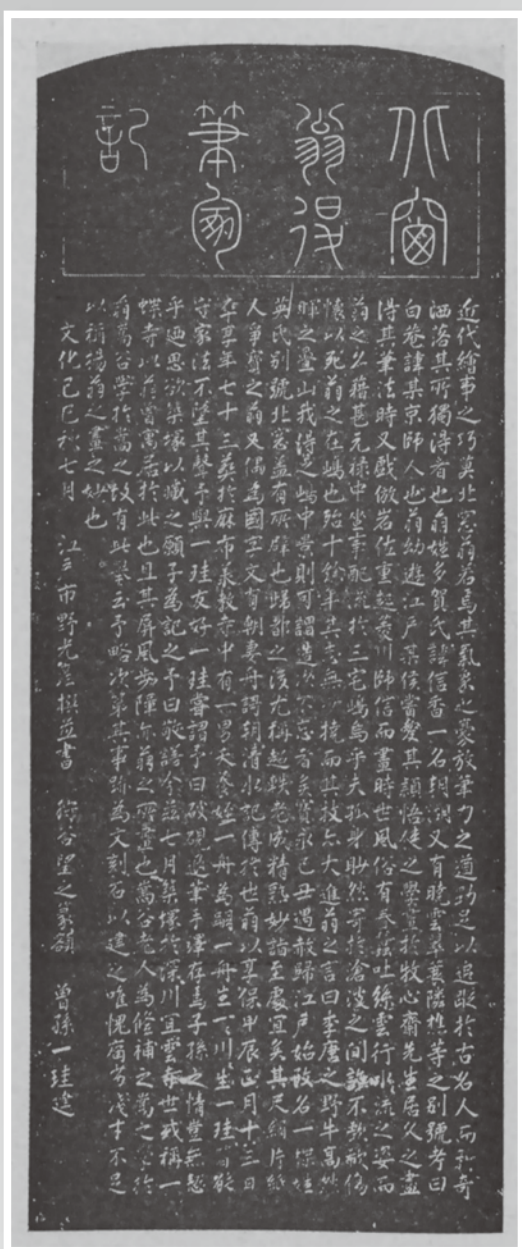


図1 「北窓翁退筆家記」碑(拓本)
磯ヶ谷紫江『墓碑史蹟研究』第7巻(後苑莊、昭和5年)
(国立国会図書館デジタルコレクション)掲載の図を元
に加工。

下町文化



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

NO.
308
2025.1.17

発行

江東区地域振興部
文化観光課文化財係
〒135-8383
江東区東陽4-11-28
TEL(03)3647-9819
<https://www.city.koto.lg.jp/>

- 英一蝶 没後300年
宜雲寺にあった英一蝶の石碑
- 旧大石家住宅年中行事日より
～七夕飾り・お月見飾りを実施しました～
- 資料紹介
「亀戸村の一員」となった大名屋敷
～庄内藩酒井家の抱屋敷購入～
- 江東歴史紀行
川に木材が浮かぶ町
～木置場の広がり～
- 文化財を伝える
文化財説明板

江東区には、紙史料や石造物など現在では失われ伝わっていないものが多いです。しかし、拓本や翻刻文、写真などからその存在を窺えるものも少なからずあります。そのうち、宜雲寺(白河2-17-10)に存在していた絵師・英一蝶(1652～1724)に関する石碑「北窓翁退筆家記」(図1)についてご紹介します。

英一蝶 没後300年

宜雲寺にあった英一蝶の石碑

宜雲寺にあった石碑について

宜雲寺にはかつて「北窓翁退筆家記」という石碑（筆塚碑）が存在していた。「北窓翁」は英一蝶の画号の一つで、「退筆」とは筆先がすり減って使えなくなった筆のことを意味します。『武江年表』文化6年（1809）7月の項には、「深川宜雲寺に英一蝶の筆塚を築き碑を立てる（市野光彦文を撰し、英一珪これを建つ。これは一蝶寓居の所也し故なり）」と見え、碑は一蝶が亡くなってから85年後に建立されたこととなります。

一蝶の事跡と深川

英一蝶は、承応元年（1652）、伊勢亀山藩の侍医であった多賀白庵の子として京都で生まれました。幼名は猪三郎、諱は信香。その後、父とともに江戸に出て、17歳で御用絵師の狩野安信に絵画を学び、「多賀朝湖」の画名のほか様々な画号を用い主に絵師として活動しました。また、俳句も嗜み、「暁雲」などの俳号を用い、松尾芭蕉と親交を深めました。なお、宝井其角とともに深川の芭蕉庵を訪れたことが、英一珪編『北窓翁遺文』（文政元年・

1818）に見えます。

元禄11年（1698）、罪名は不明ですが三宅島に流刑になります。そして、將軍綱吉死去後の宝永6年（1709）9月に赦免となり、江戸に戻ります。のちに、画名を「英一蝶」、画号を「北窓翁」などとしたことが『武江年表』同年同月の項に見えます。その後、深川の宜雲寺に仮住まいしていたと伝わります。このため、同寺は一蝶寺の別称があります。

一蝶はのちに、靈巖寺門前に移り住んだと伝わり、三好1-1・8付近、江東区登録史跡。また、『武江年表』宝永6年9月の項には「深川長堀町に住ひす」と見えますが、「長堀町」は永堀町（現福住2-6-8付近）を指すものと

考えられます。

享保9年（1724）1月13日に一蝶は亡くなります。墓は麻布承教寺（現港区高輪2）の塔頭顕乗院に建てられますが、その後、同院が廃院となり承教寺に移設されます（都指定旧跡）。これとは別に、明治45年（1912）には本門寺内の承教寺墓地（現大田区池上2-11）に一族の墓が建立されました。

「北窓翁退筆家記」碑について

この石碑については、『深川寺社書上』（文政10-11年・1827-28）以下『書上』、『御府内備考続編』（文

政12年・1829）以下『続編』、『新武州金石銘類』（凸凹主人編、愛知県西尾市岩瀬文庫所蔵）など江戸時代後期の史料の他、明治42年3月発行の『大日本名所図会』第65号（以下『大日本』）に翻刻全文が掲載されています（いずれも誤字脱字等あり）。また、昭和4年6月に発行された『墓碑史蹟研究』第65冊（墓碑史蹟研究発行所、後に合冊本である第7巻（後苑荘、昭和5年）に再掲載／以下『墓碑史』）には拓本（図1）が掲載されています。『武江年表』の記述どおり、碑文は漢学者の市野光彦（迷庵／1765-

近代繪事之巧莫北窓翁若焉其氣象之豪放筆力之遒勁足以追蹤於古名人而新奇洒落其所獨得者也翁姓多賀氏諱信香一名朝湖又有暁雲翠蓀隣樵等之別號考曰白菴諱某京師人也翁幼遊江戸某侯嘗愛其穎悟使之學畫於牧心齋先生居久之盡得其筆法時又戲傲岩佐重起菱川師信而畫時世風俗有春蠶吐絲雲行水流之姿而翁之名籍甚元禄中坐事配流於三宅嶋烏乎夫孤身眇然寄於滄波之間誰不歎歎傷懷以死翁之在嶋也殆十餘年其志無少撓而其技亦大進翁之言曰李唐之野牛高然暉之疊山我得之嶋中景則可謂造次不忘者矣寶永己丑遇赦歸江戸始改名一蝶姓英氏別號北窓蓋有所辟也歸都之後尤稱超軼老成精熟妙詣至處宜矣其尺絹片紙人爭寶之翁又偶為國字文有朝妻舟調朝清水記傳於世翁以享保甲辰正月十三日卒享年七十三葬於麻布兼教寺中有一男天養姪一舟為嗣一舟生一川生一珪皆能守家法不墜其聲予與一珪友好一珪嘗謂予曰破硯退筆手澤存焉子孫之情豈無恕乎迺思欲築塚以藏之願予為記之予曰敬諾今茲七月築塚於深川宜雲寺世或稱一蝶寺以翁曾寓居於此也且其屏風步障亦翁之所畫也嵩谷老人為修補之嵩之學於翁嵩谷學於嵩之故有此舉云予略次第其事跡為文刻石以建之唯愧庸劣淺才不足

文化己巳秋七月 江戸市野光彦撰並書 狩谷望之篆額 曾孫一珪建

図2 「北窓翁退筆家記」碑の翻刻文

『深川寺社書上』『御府内備考続編』『新武州金石銘類』『大日本名所図会』第65号掲載の翻刻文を元に作成（一部誤字を訂正）。

1826) が撰文選書し、英派の絵師で曾孫である英一珪(1747-1844)が建てたことが分かります。また、碑正面上位の篆書銘は考証学者である狩谷望之(掖斎/1775-1835)によるものです。

碑文(図2)には、一蝶が京師(京都)で生まれたこと、三宅島への配流、逝去後に承教寺に葬られたことなど前述の事跡とともに、仮住まいした宜雲寺に英一珪が筆塚を築いたことなどが記されています。また、『大日本』や『墓碑史』などには、碑の側面に一蝶の辞世の句が刻まれているとあり、『続編』などには「英一蝶七十一歳辞世」「まきはすうき世の業の色とりもありとや月のうす墨の空」「片岡浄有摸」「松鶴年刻」と見えます。片岡浄有については不明ですが、松鶴年は岸駒の弟子で江戸時代後期の絵師である赤松鶴年と推定されます。

石碑の所在について

『続編』には境内図(大正12年の関東大震災の区画整理前)があり、表門の南東(白河2-16・17辺り)に「一蝶碑」の注記があります。また、『葛西志』(文政4年・1821)には「門を入て客殿へゆく路の右側にあり」「書上」には「表門並木下右英一蝶之碑 長四尺八寸(約1・5m) 巾尺

八寸(約0・5m)」「同左董堂敬義之塚」「同所同碑」と見えます。ちなみに「董堂敬義之塚」は文化3年(1806)建立の石碑(所在不明)で、「同所同碑」が宜雲寺境内に現存する「董堂先生碑」が文政四年在銘(江東区登録文化財(歴史資料))と考えられます。

『大日本』が発行された明治42年には、「一蝶の碑」と「董堂敬義の碑」がいずれも倒れていたとあります。『墓碑史』掲載の拓本の注記には「震災後所在不詳」とありますが、『大東京史蹟案内』(育英書院、昭和7年)には「寺内に文化六年の銘ある一蝶の碑があるが、火に罹ってひどく磨滅してゐる」と見えます。震災復興後に現在の寺域となっていた昭和7年の段階では、所在していたことが分かります。その後発行された文献には石碑についての記載は無く、石碑自体は伝わっていません。

【追記】石碑の拓本についてですが、文学博士・狩野亨吉旧蔵の原本(軸装)が東北大学附属図書館(狩野文庫)に現存しています(筆者未見)。また、『東京帝室博物館歴史部第一区列品金石文目録』(大正10年)には「東京深川宜雲寺英一蝶筆冢碑銘一枚」と見えますが、現存するかは不明です。

(文化財主任専門員 野本賢二)

旧大石家住宅年中行事だより 七夕飾り・お月見飾りを実施しました

七夕飾り

令和6年6月29日(土)から7月7日(日)の期間で実施、敷地内に5本の笹飾りを設置しました。期間中の公開日4日間で、147人の方が来館されました(写真1)。

また、7月2日(火)から4日(木)の3日間、近隣の幼稚園・保育園を対象に、昔話などの語り聞かせを行うお話を行いました。合計238人の園児さんと引率の先生が来館され、社会教育団体「おはなしパレット」による

手遊びなどを交えた昔話と、思い思いの願い事を書いた短冊の飾りつけを楽しんでいました。

お月見飾り

今年度からの新たな年中行事として、9月14日(土)から23日(月休)の期間で開催しました。住宅内の奥の間に、旧大石家住宅がある砂町周辺で行われていたお月見飾りを再現、お供え物(月見団子・ススキ・サツマイモ・里芋・柿・栗)と、お月見に関する解説パネルを設置しました(写真2)。

期間中の公開日6日間で、156人の方が来館されました。

また、9月17日(火)には、七夕飾りの時と同様のお話会を行い、123人の園児さんと引率の先生が来館され、昔話を楽しみました。

(文化財専門員 勝田真幸)



写真1 令和6年度の七夕飾り



写真2 令和6年度のお月見飾り

資料紹介「亀戸村の一員」となった大名屋敷・庄内藩酒井家の抱屋敷購入

『下町文化』では江東区にゆかりのある武家屋敷について紹介してきました。今回は「亀戸村の一員」となった庄内藩酒井家の抱屋敷について、致道博物館（山形県鶴岡市）が所蔵する酒井家文書の古文書を紹介します。

譜代の名門・庄内藩酒井家

酒井家は徳川家康の重臣酒井忠次を藩祖とする譜代大名家で、元和8年（1622）に3代忠勝が出羽国庄内（鶴岡市）に入部して以来、明治維新までこの地を治めました。

庄内藩は奥羽地方の抑えとして配置されたといわれ、通常幕政を担うことはありませんでしたが、大老・老中などの幕府要職に就いた藩主もいます。また、幕末の動乱期には海防のための沿岸警備や江戸市中警備組織新徴組の指揮を命じられ、戊辰戦争では奥羽越列藩同盟に加わり新政府軍と戦うなど譜代の名門として活躍しました。

江戸の武家屋敷

江戸時代は身分制社会であり、土地や屋敷などは所有に制約があり、所有者の身分によって町屋・武家屋敷などと分類されます。徳川家が天下人として全国の武士の頂点に君臨すると、大名は將軍のお膝元である江戸に参勤し、

服従する姿勢を示しました。これに対して幕府が江戸での居住などのために与えた屋敷地を拝領屋敷といいます。

しかし、参勤交代の制定などにより江戸で生活することが定着していくと拝領屋敷だけでは敷地が足らなくなり、町人・百姓などから土地を購入して屋敷地として利用するようになり、これを抱屋敷といいます。そして、時期によって規制もありましたが、幕府が定めた規則の範囲内であれば、抱屋敷を「相對替」と称して当事者間（3者以上の場合も）で交換・売買することがありました。

嘉永3年酒井家の亀戸屋敷地の購入

嘉永3年（1850）、酒井家は亀戸村地内で永井遠江守（摂津高槻藩主永井直輝か）が所持していた抱屋敷を「相對」で譲り受けます。この場所は、現在は墨田区域ですが、当時は横十間川を越えて村域が広がっていたようです。嘉永5年の地図「本所絵図」（図1）で見ると、四ツ目通りを挟んで東西に「酒井左エ門尉」（9代藩主忠亮）屋敷が建ち並んでいます。このうちもともと永井家の屋敷だったのは東側の土地であり、この時の相對替で酒井家の所有になったとみられます。

その際の証文が史料1「永代譲渡証文之事」（酒井家文書486）で、史料から次のことがわかります。

- ・敷地面積は6582坪（約21760㎡）で東京ドームの約半分の面積
- ・売却代金は金1350両
- ・亀戸村の名寄帳面（江戸時代の村の土地台帳）を酒井家の名義に更新
- ・亀戸村の年貢・諸役を酒井家が負担
- ・証文は大名本人の名義ではなく、両家の家臣の名前で取り交わし

抱屋敷の利用目的は、大名の隠居所・別荘、家臣の住居、蔵屋敷、武芸演習場など多種多様です。嘉永3年の酒井家の屋敷地取得の明確な目的はわかりませんが、もともと道を挟んだ反対側にも屋敷があつたことから敷地の拡張が理由の1つとして考えられます。庄内藩の江戸屋敷は、神田橋上屋敷（千代田区）・浅草柳原中屋敷（台東区）などがありましたが、おそらくそれでは不足していたのでしょう。

大名が江戸で土地を取得することには何らかの明確な意図があるはずですので、酒井家の目的が今後明らかになれば、大名の江戸での生活の多彩な様子がさらにみえてくることでしょう。

武家屋敷と地域のつながり

また、すでに知られていることです

が百姓地を購入した場合、年貢地であれば武士であっても年貢を納入しなければなりません。そのため、今回の事例でも村役人も立ち会い、亀戸村の土地台帳に加入して、年貢・諸役（税）を負担することを約束しています。嘉永3年の酒井家の抱屋敷取得は武士が土地を購入する典型的な例といえ、江戸周辺に位置する江東区域一帯では、こうした土地の売買が多く行われていたと考えられます。

また、今回調査した古文書から詳細はうかがえませんが、年貢地を購入して「村の一員」となった大名家は、年貢諸役以外にもさまざまな「村の一員としての役割」を果たすことがありました。たとえば、村の祭礼などで氏子として寄進する弘前藩津軽家（中野達哉『江戸の武家社会と百姓・町人』2014年、岩田書院）や歳暮の贈答など「日頃からの付き合い」があつた津山藩の事例（本誌No.292）が知られています。酒井家でもそうした「村の一員」として地域の人々となんらかのつながりがあつたと考えられます。

亀戸屋敷の価格と引渡

酒井家亀戸屋敷は6582坪の土地を金1350両で購入したと紹介しましたが、寛政元年（1789）に津山藩が深川海辺大工町抱屋敷を購入し

た事例（本誌No.290・291）では、屋敷総面積4368坪（建物95坪）の土地を2000両で購入しています。酒井家亀戸屋敷と比べて面積が狭く、建築物もほとんどない状態でありながら、1坪あたりの価格にして2倍以上の差があります。60年以上前のこととはいえ、海辺大工町は川沿いで交通の便が良く亀戸より江戸の中心地にも近いことから、立地条件など不動産価値の違いが出ていたと思われます。

ところで今回の調査で史料1とセツトで史料2〔口上手控〕（酒井家文書487）が確認されました。これは永井家臣川嶋五八ら3名から酒井家の江戸留守居役らに宛てられてますが、古文書が包まれていた包紙に「屋敷御引渡口上手扣」とあるように、引渡の際の手続きのなかで口上を述べる時のメモとして控えていたもののようです。しかも、文書を相手方の酒井家が持っていたということは、口上を述べたのち酒井家に渡ったと考えられます。現代でも式典などでメモを見ながら話す方も多いでしょうが、江戸時代もそうした光景は変わらなかったようです。

※資料閲覧・内容確認にあたり致道博物館学芸員の菅原義勝氏にはたいへんお世話になりました。末筆ながら記

して感謝申し上げます。

（芭蕉記念館 斉藤照徳）

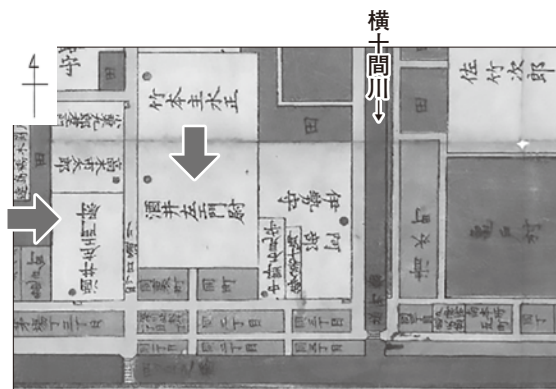
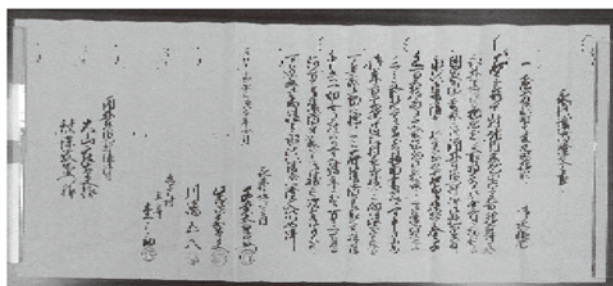


図1 嘉永5年「本所絵図」の酒井家亀戸屋敷
（芭蕉記念館所蔵）



史料1 永代譲渡證文之事
（致道博物館所蔵）

史料1 翻刻

永代譲渡證文之事

一 屋敷式町宅反九畝式歩 御水帳面

右者亀戸村地内惣地面六千五百八拾貳坪之處
永井遠江守抱屋敷ニ所持來候處、此度御相對ヲ以
囲家作共有形之俟酒井左衛門尉様御抱屋敷ニ
永代御譲請申處実正也、右為御挨拶金千
三百五拾兩御受取諸向御願濟之上御譲渡相濟候
上者、於村方ニ名寄帳面書改メ可申候、尤
御年貢高掛リ諸役村並出錢等者向後御屋敷様ニ
可被成御勤候、然ル上者右御譲渡ニ付於村方ニ拒障
申者一切無御座候、且又後年ニ至リ万々一御不用ニ
何方江御譲渡被成候共、御勝手次第御取斗
可被成候、為後日永代譲渡證文仍如件

嘉永三庚戌年四月

永井遠江守内

千葉太郎左衛門 印

柴崎嘉太夫 印

川嶋五八 印

亀戸村

年寄

李之助 印

酒井左兵衛尉様御内

大山庄大夫様

秋保政右衛門様

史料2 翻刻

斎藤嘉兵衛様御代官所

西葛西領亀戸村之内

遠江守抱屋敷惣地面

六千五百八拾貳坪兼御約定

之通今日御引渡申候

以上

永井遠江守内

四月廿八日

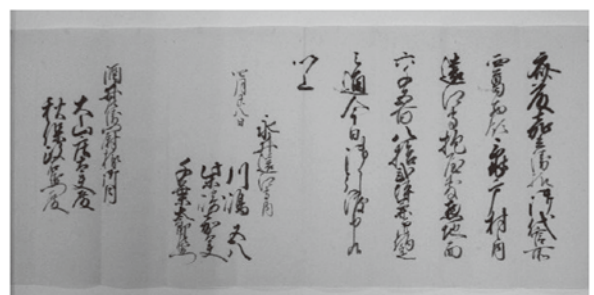
川嶋五八

柴崎嘉太夫

酒井左衛門尉様御内

大山庄大夫殿

秋保政右衛門殿



史料2 〔口上手控〕
（致道博物館所蔵）

江東歴史紀行

川に木材が浮かぶ町

木置場の広がり

江東区ならではの風景



写真 平久川(江東区教育委員会所蔵)

写真は、

昭和30年

(1955)

頃の平久

川を北方向

に見たもの

です。奥に

見える橋は

鶴歩橋で、

右手に清水

建設深川木工所(現・東京木工場、木場2-15)、左手には材木業者の建物が並んでいます(富岡2-12)。兩岸に丸太が浮かぶ川の中央には、縦長に筏組みされた木材が船で曳かれ、筏師が鳶口や竿で筏を操っている様子が見えます。

このような風景は、木場が新木場へ移転する頃まで(完了は昭和57年)、区内あちこちで見られました。

あふれる木材

現在の木場公園あたりに木置場(木場)ができたのは元禄14年(1701)以降のことです。15人の材木問屋たちが開いた木場町のほか、島田町・入船

町・扇町・茂森町・山本町・西永町・吉永町・島崎町・三好町の

一帯が「木場」と呼ばれました(『町方書上』、図1)。

問屋たちは、

幕府から買い

受けた土地の中に汐入堀(内堀)をつ

くり、木材を漬けておきました(図2)。

木場には、諸国から木材が運ばれてき

ますが、その都度内堀へ片付けていて

は費用が掛かり、しかも内堀だけでは

場所が足りませんでした。そのため問

屋たちは、深川の川中を木置場として

木材を繋ぎ置くようになりました。

天保13年(1842)、幕府は船の

通航に支障があるとして、深川の川中

に「竹木類」を繋ぎとめておくことを

禁止しようとし、材木問屋たちへ商売

上困るかどうかを尋ねています(『重

宝録』巻9)。問屋たちの回答は次の

通りでした。

そもそも「材木類」は、山で伐り出

してから、筏や廻船で江戸に運び、木

置場で水に漬けて手入れをするまでの

間に掛かった費用を元の値段に上乗せ

する品であること。その上で内堀への

出し入れをすればさらに費用が掛かっ

て値段がより高くなるから、深川の川

中に材木を繋ぎとめておいてきたこ

と。そして、深川は「場末」のために



図1 天保改正御江戸大絵図(部分)

(国立国会図書館デジタルコレクション)



図2 深川木場(『江戸名所図会』)

(江東区教育委員会所蔵)

きた当初より川中を木置場として使用してきたとし、諸国より材木が到着する度に内堀へ片付けていては費用が増え、材木の値段に影響するだろうと訴えました。

そこで、世話掛の町名主たちは解決策として、もともと問屋たちは材木を川中の兩岸へ寄せていて滞通り(船が通航できる筋)を空けているが、あらためて幕府から問屋たちへ通船の妨げになる滞通りへの材木散乱を禁ずる命令を出せば、問屋たちの仕事にも、通船にも支障が出ないだろうと提案しています。

この結末は不明ですが、以降も川中への材木繋留が見られることから、町名主たちの提案が受け入れられたのではないのでしょうか。

木置場の広がり

さて、川中に木材が浮かぶ光景はどれくらいの広がりを見せていたのでしょうか。

だいぶ時代が下りますが、昭和17年(1942)3月現在で、東京市内における木材の繋留状況を調べた史料があります。『市内木材(筏)氾濫状況調』(江東区教育委員会所蔵)と題される、東京市港湾局計画課が作成した謄写版の冊子です。

「はしがき」には、「本調査は本市内

表 港域外市内河川運河沿木材繋留面積調査表(『市内木材(筏)氾濫状況調』より作成)

河川運河名	木材繋留面積(m ²)	木材繋留延長(m)	平均出幅(m)	最大出幅(m)	河川運河平均幅員(m)
大横川	37214.9	4696.4	7.93	14.55	33.56
豎川	20335.5	2321.8	8.76	14.55	35.58
横十間川	20801.7	2085.5	9.97	16.36	40.00
仙台堀川	11570.2	1567.3	7.38	10.91	34.06
大島川東支川	6124.0	1145.5	5.35	7.27	22.85
二十間川	18051.2	1701.8	10.61	13.64	38.71
福富川	6381.8	1090.9	5.85	7.27	18.33
油堀川	4871.1	1005.5	4.84	6.36	24.42
十間川(横十間川)	6305.8	1445.5	4.36	5.45	17.44
中ノ川	4626.4	592.7	7.81	11.82	33.51
大横川支川	3441.3	630.9	5.45	6.36	20.15
古石場川	2709.1	596.4	4.54	5.45	21.00
中ノ川支川	1904.1	349.1	5.45	6.36	20.00
越中島川	1471.1	278.2	5.29	6.36	16.18
油堀川東支川	1165.3	223.6	5.21	6.36	14.80
平久川	843.0	163.6	5.15	7.27	31.20
平久川支川	773.6	207.3	3.73	4.55	16.63
福富川支川	588.4	185.5	3.17	3.64	14.86
洲崎川	1117.4	229.1	4.88	5.45	18.27
官有堀三ヶ川	3033.1	534.5	5.67	9.09	—
東京湾土地会社運河	5686.0	618.2	9.20	12.73	36.36
東京運河第一期線	31487.6	2327.3	13.53	23.64	39.09
東京運河第二期線	21694.2	1218.2	17.81	23.64	35.45
荒川	8593.4	805.5	10.67	21.82	自80.00至220.00
南千住運河	2768.6	363.6	7.61	10.00	35.00
計	223558.8	26383.9	8.47	23.64	—



図3 市内木材(筏)氾濫状況図(部分、加筆)(江東区教育委員会所蔵)
河川沿いの濃い線は筏繋留区域を示す。隅田川河口部から荒川河口部まで引かれた実線は港界。

木場は、木材産地と水運で結ばれ(近代以降には陸運も)、また汐入の堀が貯木には最適であったことなどから、震災・戦災を乗り越え、木材の一大集散地としての役割を果たしてきました。

そして、川に木材が浮かぶ風景とともに、江東区域、とくに深川に独特な雰囲気を感じてきました。

今では、民俗芸能の「木場の角乗り」「木場の木遣」がかつての木場の雰囲気を伝えていきます。

(文化財主任専門員 栗原修)

木材(筏)の氾濫状況に就き昭和十七年三月現在を以て港内外地域別に調査せるものにして、一般航運障害の範囲並に其程度の概況を知らしむると共に別冊「東京市内貯木関係入堀水面積調査」記載の目的に添はしめんとするものなり」とあります。ここで触れられている『東京市内貯木関係入堀水面積

調査』(江東区教育委員会所蔵)とは、同じく市港湾局計画課が昭和17年1月現在で作成したものです。当時、おびただしい量の木材の繋留筏が、市内の主要な運河水面を覆い、また東京港の機能を損ね、小運送に従事する艀の運航に支障を来している状況の中で、将来の貯木場計画立案を目的として、市

内の河川運河沿い・入堀・船渠のうち貯木に係るものの位置や面積を調べています。

『市内木材(筏)氾濫状況調』には、「港域外市内河川運河沿木材繋留面積調査表」、「港域内指定外一時木材繋留面積調査表」、「(参考表)木材繋留並木材置積面積調査」の3つの表が掲載され、「市内木材(筏)氾濫状況図」(図3)が付けられています。ここでは「港域外市内河川運河沿木材繋留面積調査表」を取り上げ、江東区域ほかの河川で木材繋留がどれだけの広がりを持っていたのか、数値データを提示したいと思います(表)。

表によると、例えば大横川では木材繋留面積が3万7214.9㎡、その延長が4696.4mあり、また川

幅が平均33・56mのところ、平均で7・93m、最大で14・55mの幅で水面が繋留筏で覆われていました。そして、区域外も含めた繋留面積の合計は22万3558.8㎡であり、木場公園の面積が23万8711・13㎡であることを考えると、川中の木置場は相当の広がりをを見せていたことが知られます。その状況を図示したものが図3となります。

木場の雰囲気

今回は、これまで漠然としていた木置場の広がりについて、一時期ですが具体的な数値でもって知ることができました。

文化財を伝える 文化財説明板

はじめに

文化財説明板とは、文字通り文化財の説明を記した案内板です(図1)。名称や形状は国や都、各区市町村によつて差異がありますが、記載内容は、名称・指定登録日・所在地・由来・価値などが記載されています。

設置根拠

江東区では、文化財についての保存活用について定めた江東区文化財保護条例(昭和55年10月11日条例第32号)第33条で、「教育委員会は、区指定有形文化財等のうち、区民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該文化財の所有者及び権原(けんげん)に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、(以下略)」と規定しており、これが文化財説明板の設置根拠になっています。

そして、同条例及び同条例施行規則(せこう)に基づく、設置及び管理に関する具体的な規定を、江東区文化財標識等設置



図1 文化財説明板全景

要綱(平成6年4月1日江教生発第21号)で定めています。要綱の内容を抜粋(ばつすい)してご紹介すると、「自由に観覧できるように配慮し、屋外に設置する」「設置する際には江東区文化財保護審議会の意見を聞く」「台帳を作成し管理する」となっています。

江東区では、これらの規定に基づいて、区指定文化財所在地のほか、区登録史跡の所在地を中心に説明板を設置しています。学識経験者で構成される文化財保護審議会での客観的かつ専門的な意見を踏まえることで、公益性や内容についての正確性を担保しています。

利便性への配慮

設置基準を満たすからと言って、説明板を闇雲(ぐみぐも)に設置すればいいものではありません。関連する文化財の説明板を計画的に設置したり、同一地域内の説明板を回遊しやすいように配慮して設置する必要があります。

また、近年では従来の文字を中心としたモノクロの説明板(金属板エッチング加工等)から、インクジェット耐(た)候(こう)シートを用いたフルカラーの画像入りとして、視認性を高めるほか、外国人向けの英文表記を併記するなど、利便性の向上に努めています(図2)。特に英文については、単純に英訳しただけでは、内容が伝わりづらいため、

表現や用語の選択に配慮しています。また、記載内容が増えたことで、板面のサイズも大きくなっています。

さらに、新規の設置作業とあわせて、既存の説明板についても、太陽光の影響で板面が劣化して読み辛いもの、内容の修正が必要なものなどについて調査し、緊急性の高いものから、順次最新のものに更新作業を行っています。

設置までの手順

さて、少し堅苦しい内容が続いていますが、ここでは文化財説明板設置までの手順を簡単にご紹介します。

- ①【設置対象となる文化財の選定】
- ②【文化財専門員による文面作成と設置場所の選定】
- ③【文化財専門員間での内容確認】
- ④【文化財保護審議会での意見聴取】
- ⑤【文化財保護審議会での指摘事項を踏まえた内容修正】
- ⑥【設置場所を所管する部署への占用許可申請】

可申請

- ⑦【施工業者との契約】
- ⑧【板面デザインの提出と校正】
- ⑨【設置工事】
- ⑩【ホームページ等での広報】

このように、工程は多岐にわたるため、作業には半年以上を必要とします。

さいごに

江東区は関東大震災や太平洋戦争に



図2 画像や英文を載せた近年設置の説明板の板面

よる空襲、風水害に見舞われてきた歴史があります。そのため、文化財登録している史跡にも原形や遺構(いこう)が失われているものが数多くあります。江東区では、そのような文化財にとっての文化財説明板は、文化財に準ずるものであると考えています。

その考えに基づき、確認作業や修正・更新作業、管理体制の強化に取り組んでおりますが、もしも文化財説明板の破損などがありましたら文化財係まで一報ください。

文化観光課で編集発行している『ゆこうあるこう こうとう文化財まつぶ』では、地図上に文化財説明板の位置を明記してあります。この機会に文化財だけでなく、「文化財を伝える」という思いを込めた文化財説明板にも注目して文化財をご覧になっていただければ幸いです。

(文化財専門員 勝田真幸)